

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第27号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 給料の調整を行う職を占める職員（以下「給料の調整額適用職員」という。）で、その者に係る改正後の別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の第8条の2の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る公立学校職員の給料等の支給に関する規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に<u>公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和29年香川県条例第8号）第5条第2項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に同規則第5条第2項に規定する勤務割合を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 給料の調整を行う職を占める職員（以下「給料の調整額適用職員」という。）で、その者に係る改正後の別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の第8条の2の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る公立学校職員の給料等の支給に関する規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和29年香川県条例第8号）第5条第2項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に同規則第5条第2項に規定する勤務割合を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。